

いわき市国民保護計画の変更一覧

No.	計画頁	行	種別	編 タイトル	市国民保護計画(現行)	市国民保護計画(変更後)	修正・追加内容
1	4	18519	修正	第1編 「総論」 第2章	(2) 市地域防災計画等に基づく対応 武力攻撃 事態等 への対処については、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いこと、 また、武力攻撃事態等の 確認 に時間を要する場合、 初動対処等に関しては、防災体制に基づき実施することも想定される	(2) 市地域防災計画等に基づく対応 武力攻撃 災害 への対処については、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いこと、 また、武力攻撃事態等の 認定 に時間を要する場合、 初動対処等に関しては、防災体制に基づき実施することも想定される	使用する用語の適正化 【県計画変更による】
2	9	表1-2	修正	第1編 「総論」 第4章	表1-2 市内の石油コンビナート等特別防災区域の概況 指定区域:いわき地区 区域面積:7.46(km ²) 石油: 2,012 (千kl) 高圧ガス:100(十万Nm ³) 特定事業所(総数):17 特定事業所(第1種事業所):8 特定事業所(第2種事業所):9 <u>注. 平成18年4月1日現在。</u>	表1-2 市内の石油コンビナート等特別防災区域の概況 指定区域:いわき地区 区域面積:7.46(km ²) 石油: 2,010 (千kl) 高圧ガス:100(十万Nm ³) 特定事業所(総数):17 特定事業所(第1種事業所):8 特定事業所(第2種事業所):9 <u>注. 平成20年4月1日現在。</u>	データの時点修正 【市独自変更による】
3	19	下から1	修正	第2編 「平素からの備えや予防」 第1章	(7) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 対策本部長、市対策副本部長の代替職員については、 表2-4のとおりとする。	(7) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 対策本部長 及び 市対策副本部長の代替職員については、 表2-4のとおりとする。	記述の適正化 【県計画変更による】
4	24	24	追加	第2編 「平素からの備えや予防」 第1章	5 指定地方公共機関等との連携 (2) 医療機関との連携 保健所_____等との連携体制を確認するとともに 平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の情報伝達・収集 方法を把握することなどにより、広域的な連携を図る。	5 指定地方公共機関等との連携 (2) 医療機関との連携 保健所 及び県相双保健福祉事務所 等との連携体制を確認 するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時 の情報伝達・収集方法を把握することなどにより、広域的な連携 を図る。	いわき市を所管する 県の出先機関として 「県相双保健福祉事 務所」を追加 【県計画変更による】

いわき市国民保護計画の変更一覧

No.	計画頁	行	種別	編 タイトル	市国民保護計画(現行)	市国民保護計画(変更後)	修正・追加内容																																							
5	28	1	追加	第2編 「平素からの備えや 予防」 第1章	表2-11 大規模集客施設等に対する警報の内容の伝達に係る県との役割分担 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設等の名称</th> <th style="width: 30%;">市</th> <th style="width: 50%;">県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校(避難施設指定校を除く。)</td> <td>市立幼稚園・学校、その他学校</td> <td>県立学校、私立幼稚園・小・中・高校</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>市の区域内に所在する病院</td> <td>災害医療センター、感染症指定病院等 ※県医療情報システムによる伝達は、登録機関全てに実施。</td> </tr> <tr> <td>駅・港湾</td> <td>市の区域内にある駅・港湾</td> <td>小名浜港、東日本旅客鉄道株式会社</td> </tr> <tr> <td>大規模集客施設</td> <td>県営施設を除く</td> <td>県営施設</td> </tr> <tr> <td>大規模集合住宅</td> <td>市営住宅等</td> <td>県営住宅</td> </tr> <tr> <td>官公庁・事業所</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>(関係する国の機関には通知)</td> </tr> </tbody> </table>	施設等の名称	市	県	学校(避難施設指定校を除く。)	市立幼稚園・学校、その他学校	県立学校、私立幼稚園・小・中・高校	病院	市の区域内に所在する病院	災害医療センター、感染症指定病院等 ※県医療情報システムによる伝達は、登録機関全てに実施。	駅・港湾	市の区域内にある駅・港湾	小名浜港、東日本旅客鉄道株式会社	大規模集客施設	県営施設を除く	県営施設	大規模集合住宅	市営住宅等	県営住宅	官公庁・事業所	○	(関係する国の機関には通知)	表2-11 大規模集客施設等に対する警報の内容の伝達に係る県との役割分担 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設等の名称</th> <th style="width: 30%;">市</th> <th style="width: 50%;">県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校(避難施設指定校を除く。)</td> <td>市立幼稚園・学校、その他学校</td> <td>県立学校、私立幼稚園・小・中・高校</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>市の区域内に所在する病院</td> <td>災害医療センター、感染症指定病院等 ※県医療情報システムによる伝達は、登録機関全てに実施。</td> </tr> <tr> <td>駅・港湾</td> <td>市の区域内にある駅・港湾</td> <td>小名浜港、東日本旅客鉄道株式会社</td> </tr> <tr> <td>大規模集客施設</td> <td>県営施設を除く</td> <td>県営施設</td> </tr> <tr> <td>官公庁・事業所</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>(関係する国の機関には通知)</td> </tr> </tbody> </table>	施設等の名称	市	県	学校(避難施設指定校を除く。)	市立幼稚園・学校、その他学校	県立学校、私立幼稚園・小・中・高校	病院	市の区域内に所在する病院	災害医療センター、感染症指定病院等 ※県医療情報システムによる伝達は、登録機関全てに実施。	駅・港湾	市の区域内にある駅・港湾	小名浜港、東日本旅客鉄道株式会社	大規模集客施設	県営施設を除く	県営施設	官公庁・事業所	○	(関係する国の機関には通知)	警報の内容の伝達に係る県との役割分担の適正化【県計画変更による】
					施設等の名称	市	県																																							
					学校(避難施設指定校を除く。)	市立幼稚園・学校、その他学校	県立学校、私立幼稚園・小・中・高校																																							
病院	市の区域内に所在する病院	災害医療センター、感染症指定病院等 ※県医療情報システムによる伝達は、登録機関全てに実施。																																												
駅・港湾	市の区域内にある駅・港湾	小名浜港、東日本旅客鉄道株式会社																																												
大規模集客施設	県営施設を除く	県営施設																																												
大規模集合住宅	市営住宅等	県営住宅																																												
官公庁・事業所	○	(関係する国の機関には通知)																																												
施設等の名称	市	県																																												
学校(避難施設指定校を除く。)	市立幼稚園・学校、その他学校	県立学校、私立幼稚園・小・中・高校																																												
病院	市の区域内に所在する病院	災害医療センター、感染症指定病院等 ※県医療情報システムによる伝達は、登録機関全てに実施。																																												
駅・港湾	市の区域内にある駅・港湾	小名浜港、東日本旅客鉄道株式会社																																												
大規模集客施設	県営施設を除く	県営施設																																												
官公庁・事業所	○	(関係する国の機関には通知)																																												
28	3 5 1 4	削除	(4) 大規模集客施設等に対する警報等の伝達のための準備 市は、県から警報等の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報等の内容の伝達を行うこととなる市の区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、 大規模集合住宅 、官公庁、事業所その他の多数の者が利用 又は居住 する施設について、県との役割分担も考慮して表2-11のとおり定める。	(4) 大規模集客施設等に対する警報等の伝達のための準備 市は、県から警報等の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報等の内容の伝達を行うこととなる市の区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、_____官公庁、事業所その他の多数の者が利用_____する施設について、県との役割分担も考慮して表2-11のとおり定める。																																										
32	11	削除	オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、 大規模集合住宅 、官公庁及び事業所その他の多数の者が利用 又は居住 する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報等の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。	オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、_____官公庁及び事業所その他の多数の者が利用_____する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報等の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。																																										

いわき市国民保護計画の変更一覧

No.	計画頁	行	種別	編 タイトル	市国民保護計画(現行)	市国民保護計画(変更後)	修正・追加内容
6	29	表2-12	追加変更	第2編「平素からの備えや予防」第1章	表2-12 収集、報告すべき安否情報の内容 ⑦避難施設等の居所 ⑧負傷又は疾病の状況 ⑨⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 ⑩安否情報の回答等についての希望等 ⑪死亡の日時、場所及び状況 ⑫遺体の安置されている場所	表2-12 収集、報告すべき安否情報の内容 ⑦負傷(疾病)の該当 ⑧負傷又は疾病の状況 ⑨現在の居所 ⑩⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 ⑪安否情報の回答等についての希望等 ⑫死亡の日時、場所及び状況 ⑬遺体の安置されている場所	安否情報システムの運用に伴う修正等【県計画変更による】
7	29	下から6	追加	第2編「平素からの備えや予防」第1章	(1) 安否情報の種類及び報告様式 ア 安否情報の種類 ③市長が、安否情報を収集する場合、 「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手順その他の必要な事項を定める省令	(1) 安否情報の種類及び報告様式 ア 安否情報の種類 ③市長が、安否情報を収集する場合、 原則として、安否情報システムにより行う。 ただし、事態が急迫してこれらの方法により報告することができない場合、 「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手順その他の必要な事項を定める省令	安否情報システムの運用に伴う修正等【県計画変更による】
8	30	25	追加削除	第2編「平素からの備えや予防」第1章	(1) 安否情報の種類及び報告様式 イ 安否情報の報告 ①市長が、知事に対し安否情報を報告する場合、 安否情報省令第2条に規定する「安否情報報告様式(様式第3号)により行う。 ②収集した安否情報の整理を円滑に行う観点から、安否情報の報告は、できる限り電子データにより行う。	(1) 安否情報の種類及び報告様式 イ 安否情報の報告 市長が、知事に対し安否情報を報告する場合、 原則として、安否情報システムにより行う。 ただし、事態が急迫してこれらの方法により報告することができない場合、 安否情報省令第2条に規定する「安否情報報告様式(様式第3号)により行う。 ②削除	安否情報システムの運用に伴う修正等【県計画変更による】
9	30	145	削除	第2編「平素からの備えや予防」第1章	(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握等 ア 安否情報の収集機関の把握 市は、安否情報の収集を円滑に行うため、市の区域内の医療機関、 介護施設、社会福祉施設、 諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関については、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。	(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握等 ア 安否情報の収集機関の把握 市は、安否情報の収集を円滑に行うため、市の区域内の医療機関、 諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関については、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。	安否情報システムの運用に伴う修正等【県計画変更による】

いわき市国民保護計画の変更一覧

No.	計画頁	行	種別	編 タイトル	市国民保護計画(現行)	市国民保護計画(変更後)	修正・追加内容
10	35	表 2 - 1 4	追加	第2編 「平素 からの 備えや 予防」 第2章	表2-14 市と県との救援の実施に関する事務の役割分担 表中の:死体の搜索及び処理 ⇒県(知事)の役割で * 日本赤十字社福島県支部が行う場合を含む。_____	表2-14 市と県との救援の実施に関する事務の役割分担 ⇒県(知事)の役割で * 日本赤十字社福島県支部が行う場合を含む。 (死体の 処理に限る。)	県と日本赤十字社福島県支部との「救援又はその応援の実施に関する協定書」(H19.10.31締結)による追加 【県計画変更による】
11	37	図 2 - 2	追加 修正	第2編 「平素 からの 備えや 予防」 第2章	図2-2 現地調整所の組織編成 * 中央の現地調整所の下 ○連携体制の構築、 活動調整 ○ 警戒区域等の設定 ○活動する者の安全の確保 等	図2-2 現地調整所の組織編成 * 中央の現地調整所の下 連絡調整を行う項目の例 ○連携体制の構築 ○ 避難誘導、消防活動、救援 等 ○活動する者の安全の確保 等	現地調整所の業務内容の具体化 【県計画変更による】
12	44	10	追加	第3編 「武力 攻撃事 態等へ の対 処」 第1章	(2) 初動措置の確保 イ 市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の_____措置、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。	(2) 初動措置の確保 イ 市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の 指示等 の措置、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。	記述の適正化 【県計画変更による】
13	55	表 3 - 4	修正	第3編 「武力 攻撃事 態等へ の対 処」 第2章	表3-4 各部の組織編制及び所掌業務 班名:土木都市建設部 都市建設班 【復旧・支援班】 (都市計画課、 市街地整備課、区画整理課、……)	表3-4 各部の組織編制及び所掌業務 班名:土木都市建設部 都市建設班 【復旧・支援班】 (都市計画課、 都市整備課、……)	平成20年度市行政機構改革にともなう修正 【市独自変更による】
14	84	4	削除	第3編 「武力 攻撃事 態等へ の対 処」 第2章	3 市対策本部の廃止 (3) (1)の場合において、武力攻撃 事態等 及び武力攻撃災害 等 の状況に応じ、市長が、必要と認めるときは、緊急事態連絡室等の体制をとる。	3 市対策本部の廃止 (3) (1)の場合において、武力攻撃_____及び武力攻撃災害_の状況に応じ、市長が、必要と認めるときは、緊急事態連絡室等の体制をとる。	使用する用語の適正化 【県計画変更による】


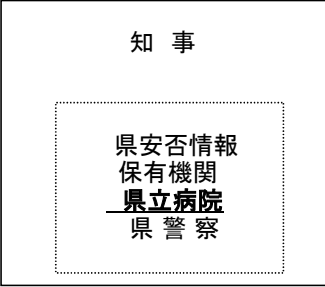
いわき市国民保護計画の変更一覧

No.	計画頁	行	種別	編 タイトル	市国民保護計画(現行)	市国民保護計画(変更後)	修正・追加内容
15	104	7	追加	第3編 「武力 攻撃事 態等へ の対 処」 第5章	(3) 日本赤十字社福島県支部との連携 市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、 知事が_____日本赤十字社福島県 支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、 日本赤十字社福島県支部と連携しながら救援の措置を実施 する。	(3) 日本赤十字社福島県支部との連携 市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、 知事が「 救援又はその応援の実施に関する協定書 」 に基づき 日本赤十字社福島県支部に委託した救援の措置 又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社福島県支部と 連携しながら救援の措置を実施する。	県と日本赤十字社福 島県支部との「救援 又はその応援の実施 に関する協定書」 (H19.10.31締結)に よる追加 【県計画変更による】
16	105	下 から 1 1 ・ 1 2	追加 削除	第3編 「武力 攻撃事 態等へ の対 処」 第6章	1 安否情報の収集 (1) 安否情報の収集 ア 市が安否情報を収集する場合、_____安否情報省 _____令第1条に規定する「安否情報収集様式(様式第1号、第 2号)」_____とするが、安否情 報の照会先機関からの報告については、同省令第2条に規定 する「安否情報報告書(様式第3号)」によるものとする。	1 安否情報の収集 (1) 安否情報の収集 ア 市が安否情報を収集する場合、 原則として、安否情報システム により行う。 ただし、事態が急迫してこれらの方法により報告することが できない場合、安否情報省令第1条に規定する「安否情報収集 様式(様式第1号、第2号)」により報告することとするが、安否 情報の照会先機関からの報告については、同省令第2条に規定 する「安否情報報告書(様式第3号)」によるものとする。	安否情報システムの 運用に伴う修正等 【県計画変更による】
17	105	下 から 4	—	第3編 「武力 攻撃事 態等へ の対 処」 第6章	1 安否情報の収集 (2) 安否情報収集の協力要請 市は、安否情報を保有する 運送機関、医療機関等 の関係 機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力 を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲 内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断 に基づくものであることに十分配慮する。	1 安否情報の収集 (2) 安否情報収集の協力要請 市は、安否情報を保有する 運送機関、医療機関等 の関係 機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力 を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲 内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断 に基づくものであることに十分配慮する。	【県計画変更あるも 市計画は現行のまま とする】
18	106	7 ・ 9	修正 追加	第3編 「武力 攻撃事 態等へ の対 処」 第6章	2 県に対する報告 市は、県に対し安否情報の報告を行うに当たっては、 様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を 含む。) を、_____原則として、 電子メール により送付する。 ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合 は、_____電話等により報告を 行う。	2 県に対する報告 市は、県に対し安否情報の報告を行うに当たっては、 _____原則として、 安否情報システム により行う。 ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合 は、 安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載 した書面(電磁的記録を含む。) により報告を行う。	安否情報システムの 運用に伴う修正等 【県計画変更による】

いわき市国民保護計画の変更一覧

No.	計画頁	行	種別	編 タイトル	市国民保護計画(現行)	市国民保護計画(変更後)	修正・追加内容
19	106	21526 下から15	修正追加	第3編「武力攻撃事態等への対処」第6章	<p>(2) 安否情報の回答</p> <p>ア 市は、安否情報の照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合、次の方法により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認められる場合には、</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>安否情報省令第4条に規定する「安否情報回答書(様式第5号)」により、該当照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。</p> <p>① 市対策本部等対応窓口への様式第4号による照会 運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住基カード等により本人確認等を行う。</p> <p>② 電話、ファックス、電子メール等による照会 市長が適当と認める方法により本人確認を行う。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>イ 市は、安否情報の照会に係る者の安否情報の開示についての同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときにおいては、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報の項目を様式5号により回答する。</p> <p>ウ 市は、安否情報の回答を行った担当者、回答相手の氏名及び連絡先等を把握し、様式第3号の備考欄に記載する。</p>	<p>(2) 安否情報の回答</p> <p>ア 市は、安否情報の照会を行う者について、次の方法により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認められる場合、照会様式の記載が妥当であるかを確認し、安否情報の照会に係る者の安否情報を保有及び整理しており、かつ、当該照会に係る者の照会に対する回答の同意がある場合には、安否情報省令第4条に規定する「安否情報回答書(様式第5号)」を交付する。</p> <p>この場合、安否情報回答書の写しをいわき市文書等管理規程に基づき保管する。</p> <p>① 市対策本部等対応窓口への様式第4号による照会 運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住基カード等により本人確認等を行う。</p> <p>② 様式第4号による照会が行えない場合(電話、電子メール、ファックス等による照会) 電話、メール等により照会を受け付けた場合には、申請者の住所地の市区町村に該当人物が所在するか否か電話で問い合わせを行うこと等、市長が適当と認める方法により、本人確認を行うとともに、安否情報の回答は電話等により行うこととし、適宜記録を残すこととする。</p> <p>注. ②の場合とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合 ・安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合 等 <p>イ 外国人に関する安否情報の照会があった場合、日本国籍者と同様に回答する。</p> <p>ただし、国内の外国籍の者が身分証明書を持たない場合、本人が外国人登録している市区町村に確認する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>安否情報システムの運用に伴う修正等【県計画変更による】</p>

いわき市国民保護計画の変更一覧

No.	計画頁	行	種別	編 タイトル	市国民保護計画(現行)	市国民保護計画(変更後)	修正・追加内容
20	107	5 1 0	削除	第3編 「武力 攻撃事 態等へ の対 処」 第6章	(4) 個人の情報の保護への配慮 ア 安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことについて職員に対し周知徹底を図るとともに、安否情報データの管理を徹底する。 <u>イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報の回答については、安否情報回答責任者が判断する。</u>	(4) 個人の情報の保護への配慮 —安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことについて職員に対し周知徹底を図るとともに、安否情報データの管理を徹底する。 *イは削除	安否情報システムの運用に伴う修正等 【県計画変更による】
21	107	図 中	追加	第3編 「武力 攻撃事 態等へ の対 処」 第6章	図3-10(安否情報の収集及び提供フロー)中の ○知事の役割 	図3-10(安否情報の収集及び提供フロー)中の ○知事の役割 	安否情報システムの運用に伴う修正等 【県計画変更による】
22	113	19	追加	第3編 「武力 攻撃事 態等へ の対 処」 第7章	(7) 医療機関等との連携 トリアージの実施等について、_____保健所、市医師会、最寄の災害医療センター等の医療機関及び日本赤十字社福島県支部等との密接に連携した上で活動を行う。	(7) 医療機関等との連携 トリアージの実施等について、 県相双保健福祉事務所 、保健所、市医師会、最寄の災害医療センター等の医療機関及び日本赤十字社福島県支部等との密接に連携した上で活動を行う。	いわき市を所管する県の出先機関として「 県相双保健福祉事務所 」を追加 【県計画変更による】